(仮称)

新潟市行政改革プラン2018

【2018年10月~2023年3月】

(素案)

平成30年10月 新 潟 市

目 次

はし	. 8	01	Ξ	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	1	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			1
第 1	ı	Ĭ		プ	ラ	ン	クラ	ŧ.	定	Ø	[į.	景																															
1	l	ž	欠:	期	行	政	ζ ζ	攵.	革	ブ	· =	ē .	ン	20	01	8	0)	与	旦其	明	策	듔	፪ •	•	-	•	-	-	•		•	•	-	•	•	•	•	•	•	•		•		2
2	2	5	_ ;	れ	ま	7	· 0	Ŋ:	行	財	Ē	ţ ī	炇	革	の	耳	Q á	狙	•	•		•	•		-		•	-	•	•	•	•	•	•	•		-	•	•	•	•	•		3
3	3	亲	沂	潟	市	σ,) J	見	状	ح	語	Į,	題	•	•	•		•	•	•		•	•		•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			4
		(-	1))	財	政	ξO	D :	状	況			•	•	•	•	ı	•	•	•			•		•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	•	•	•	•	•			4
		(2	2))	公	共	ŧ į	包	設	等	0) ;	犬	況	•	•	ı	•	•	•			•		•	,	•		•	•	•	•		•	•	1	•	•	•	•	•			8
		((3))	組	. 縋	ŧ Ł	<u>-</u>]	職	員	数	ኒ (カ	状	況			•		•	,		•				•		•	•	•	•		•	•	1	•	•	•	•	•	•	1	11
第 2	2 1	Ĭ		プ	ラ	ン	ラ	ŧ.	定	Ø)	‡	*	え	方																														
•	1	1	汀	政	乜	草	<u> </u>	プ	ラ	ン	, ;	20	15	5 [†	剒	評	Fíi	I	か	実	: 方	包			•		•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	1	16
2	2	Ī	it i	画	期	間] •	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		-	,	•	•	•	•	•	•		•	•		-	•	•	•	•		1	16
3	3	2	友.	革	<i>ග</i>	基	2	ţ,	的	な	ナ	5 [白	性	•	•		•	-	•		•	•		-		•	-	•	•	•	•	•	•	•		-		•	•	•		1	16
第3	3 1	Ĭ	į	改	革	基	ĻΖ	k :	方	針	- ^	. و	具	体	的	な	<u>;</u>]	取	組	l																								
]		í	亍:	政	経	Ż	í	品 :	質	Ø,	Ę	ij.	Ł	I	Á	ŀ	† ;	t:	取	A	10	D	強	化	; •				•		•			•	•			•	-	•			1	19
	-	1	;	選	択	ع	. 負	ŧ	中	1=	J	ς .	る	経	営	賞	Į,	原	の	通	<u> 1</u>	E	配	分	•	,	•	•	•	•	•	•		•	•		-	•	•	•	•		1	19
	2	2	Ì	戦	略	化] /	ĵ.	都	市	糸	Z r	営	の	推	ĭ	<u>É</u>	•	•	•			•		•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	•	•	•	•	•		2	20
	3	3]	職	員	σ,) [意	欲	•	쉵	Ę.	力	を	発	揰	₽-	で	き	Z	5)	Ļ	材	育	成	ځ ځ	<u>-</u> 1	動	き	方	改	革	σ,) 美	琴	₹ .	•	•	•	•	•		2	21
Ι	Ι	c	Ļ	IJ	良	Ŀ	۱,	Ħ,	民	サ	-	_	ビ	ス	Ø)	拐	是	共	1=	Ē	ŋ (t	た	多	梼	Ę	ょ	È	体	ع	<i>ත</i>	協	賃	h O	力打	ŧi	進		•	•	•		2	22
	-	1	•	市	民	; †	Þ	₹	間	な	ع :	. ·	多	様	な	É	Ξί	本	ع	σ.) ह	Ŧ	b	な	Z	b t	劦亻	動	の	推	進	•	•	•	•	1	•	•	•	•	•		2	22
	2	2	Ī	市	民	; ^	•0	יכ	情	報	1	\	荆	•	情	幸	艮 :	発	信	٤	: 7	ħ	民	参	迪	ĪO	D į	隹	進	•	•	•		•	•		-	•	•	•	•		2	22
	3	3		民	間	活	לוֹ	b (တ	効	月	1	的	な	活	月	₹,	•	市	カ	Ĭį	Ī	営	す	Z	方	色詞	设	の	あ	IJ	方	σ) 杉	信	† •	-	•	•	•	•		2	23
I	Ι	ŧ	寺	続	可	能	į	ĵ	ま	ち	-	ゔ	<	IJ	1=	F	j (ナ	た	貝	才正	文	基	盤	E O.) }	鱼·	化	•	•	•				•			•	•	•	•		2	25
	-	1	;	持	続	口	「自	Ė	な	財	E	ξì	軍	営	•			•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•			•	•		-	•	•	•	•		2	25
	2	2	;	新	<i>t</i> =	ti	貝	†	源	を	4	<u> </u>	t`	歳	入	0) {	寉	保	ع :	: 信	責	権	管	珥	0	Di	啇	正	化	•			•	•		-	•	•	•	•		2	25
	3	3		フ	ア	シ	۱ ر	. ر	テ	1	7	? :	礻	ジ	メ	2	,	۲	の	孝	† 7	Ž	方	に	基	_	ゔし	۸,	た	財	産	経	営	σ,) 2	į	ر د	な	る	推	進		2	26
	4	1	4	外	郭	<u></u>	16	本·	ゃ	地	ナ	<u>;</u>	公	営	企	業	€ 7	な	ڵۓ	σ.) 糸	圣	営	改	善	Ē	D i	隹	進	•	•		•	•	•	1	•	•	•	•	•		2	27
第4	ŀĨ	Į	;	行	政	齿	ζŻ	Ė	プ	゙ラ	2	,	20)1	В	の	推	į	生,	方	法																							
	-	1	:	行	政	怎:	ζĀ	Ė	プ	ラ	2	,	20	11	3 (D	推	ĭ	重作	本	制	•		•	-	•	•	-	•			•	-	•	•	•	•	•		•		•	2	28
	2	2	:	行	政	怎:	ζĀ	Ė	プ	ラ	2	,	20	11	3 (D	進	抄	<u></u> -	₹	ネ	シ	゛、	۲ :	ノ	۲	•	-	•			•	-	•	•	•	•	•		•		•	2	28
	3	3	:	進	捗	씥	Ę	里(の	公	· 表	₹	-	•	•			•	•	•			•		•	1	•	-	•	•	•		•	•	•	1	•	•	•	•	•		2	28
第 5	5 1	Ē		行	政	齿	ζŻ	Ē	プ	゙ヺ	2	,	20)1	8 (カ	重	<u> </u>	\ i	汷	革	IJ	頁目	∄ ,	ب ط	具	4	À	勺九	٦Į	仅彳	祖-	!	覧										
	-	1	:	行	政	怎	は	Ė	プ	ラ	>	,	20	18	3 (D	重	<u>,</u>	<u> </u>	攵.	革	IJ	Į E	3								•			•								3	30
	2	2	:	行	政	怎	卢	Ē	プ	ラ	1	,	20	18	3 6	D	体	3	Ę	(具	亿	白村	勺力	<u>ن</u>	取	組	l –	- 擥	〔)		•	-	•	•	•		•		•		•	3	32
(差	∮ ラ	F)		資	料	編		•								•	ı										•																3	36

≪−はじめに−≫

第1章 プラン策定の背景

1 次期行政改革プラン 2018 の早期策定

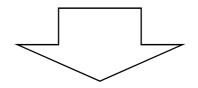
本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来や国際化・高度情報社会など市民生活に直結する課題の多種多様化、また公共施設の老朽化などに対応しつつ、市民サービスを維持・向上させ、市民の皆さまが安心して暮らせる「安心政令市にいがた」を確立していくには、持続可能な財政運営は欠かせません。

これまで以上に行財政改革を徹底し、限られた資源の選択と集中を行い、財政の健全化を図るとともに、市役所内部の組織・定員の適正化にもスピード感をもって取り組む必要があります。

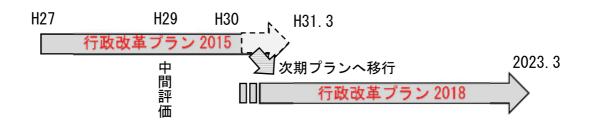
このため、現行プランの見直しではなく、次期行政改革プランの策定を早期に行い、将来を見据えた改革に着手することとしました。

【本市が抱える行政改革における主な重要課題】

- ① 本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来
- ② 扶助費をはじめとする社会保障費の増大
- ③ 市債残高の増加や基金の大幅な減少
- ④ 公共施設の最適化
- ⑤ 市役所内部の組織・定員の適正化



次期行政改革プランに位置付け着実に実行



2 これまでの行財政改革の取組

本市では、平成8年3月に「新潟市行政改革大綱」を策定して以来、新しい行政課題に 対応できる職員の育成や簡素で効率的な行財政運営など、各時代の社会環境の変化に対応 した行政改革に取り組んできました。

大規模合併後は政令指定都市としての行政サービスの質的向上と持続可能な財政運営の両立を目指して行政改革に取り組んできました。平成27年3月に策定した行政改革プラン2015では、「時代の変化に即応した行政経営品質の向上」「市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化」「持続可能な財政運営の確立」の3つを重点改革項目として取組を進めてきました。

年度	取組内容 (○は各計画における重点改革項目)
平成8年3月	新潟市行政改革大綱 策定
	○時代の変化に対応できる職員の育成
	○社会環境の変化への対応
	○簡素で効率的な行財政の運営
平成 15 年 7 月	市政改革・創造推進のための基本指針 策定
平成 15 年 11 月	市政改革・創造推進プラン 策定
	○情報公開・提供推進 ○市民参画の推進
	○機構・行財政改革の推進 ○評価の徹底
平成 18 年 3 月	行政改革プラン 2005 策定
	○分権型の市役所づくり ○情報の共有化
	○市民との連携 ○役割の明確化
	○経営基盤の安定化 ○評価の充実
平成 22 年 3 月	行政改革プラン 2010 策定
	○政令指定都市機能の充実の充実
	○新しい公共の構築
	○財政の健全化
平成 25 年 3 月	行政改革プラン 2013 策定
	○「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化
	○市民との真のパートナーシップの形成
	○持続可能な財政運営の確立
平成 27 年 3 月	行政改革プラン 2015 策定
	○時代の変化に即応した行政経営品質の向上
	○市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化
	○持続可能な財政運営の確立

3 新潟市の現状と課題

(1)財政の状況

本市は、平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市に移行し、以降その土台をより強固なものとするため、拠点化と個性化を軸にまちづくりを進めてきました。この間、平成19年の中越沖地震や平成20年のリーマンショックの影響などにより税収が減少し、厳しい財政運営を強いられたこともあり、現在では市債残高*1が増加し、基金*2は大幅に減少するなど大変厳しい財政状況が続いています。

また、わが国全体が本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に直面し、税収等の 大幅な伸びが見込めない状況の中、医療や介護、子育てなどの福祉に関する扶助費^{※3}を はじめとする社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化への対応など、多様化する行 政ニーズと重点課題への対応をしっかりと行っていく必要があります。

市民の安心安全な暮らしの実現と、活力ある新潟づくりの両輪で「安心政令市にいがた」を確立していくためには、限られた経営資源*4の選択と集中を図り、行財政改革を徹底することで、持続可能な財政基盤を構築していきます。

①市税収入の状況

市税の総額は、政令市移行による税源移譲の影響から増加したものの、長引く景気の低迷から個人市民税・法人市民税とも減少傾向にありました。その後、給与所得等の増加により個人市民税は増加傾向にありますが、法人市民税は法人税率の引き下げなどにより平成28年度は減収となりました。

また、本市の人口 1 人当たり市税収入(149,505円) は政令市平均(185,894円)を下回っています。



<図表 1 市税収入の推移>

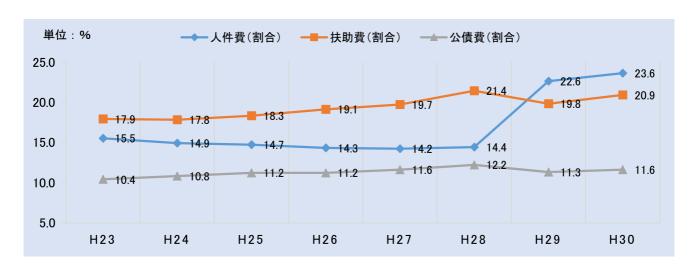
②義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の増加

単位:億円

養務的経費**5のうち人件費は、平成29年度から義務教育に係る県費負担教職員**6の給与負担等が移譲されたことに伴い増加しました。また、扶助費**3は生活保護のほか、高齢化の進展や子育て支援などへの対応により増加しています。過去に発行した市債の償還金である公債費**7についても増加傾向となっており、歳出予算全体に占める平成30年度の義務的経費の比率は56.1%になっています。義務的経費は性質上、支出が義務付けられているため、義務的経費の割合が高くなれば、財政が硬直化**8し、政策的な経費**9に充てる財源に余裕がなくなり、市民サービスにも影響を与える恐れもあります。

2,400 2,000 1,600 1,200 H28 H23 H24 H25 H27 H26 H29 H30 ■人件費 ■扶助費 ■公債費

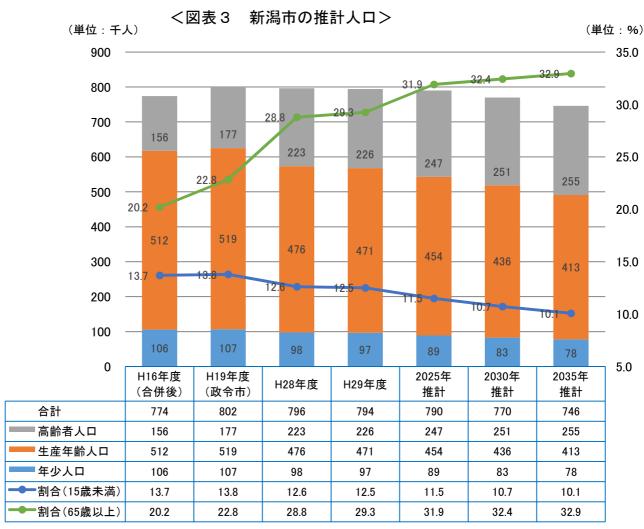
<図表2 義務的経費の推移(予算ベース)>



「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

(参考) 新潟市の推計人口

将来推計から、今後も人口の減少や少子・高齢化の急速な進展が見込まれています。 <u>また、地域経済を支える生産年齢人口(15歳以上65歳未満)*10の減少が見込まれてお</u>り、定住人口の拡大や少子・高齢化への対策が急務となっています。



- ・平成29年度までの人口は、年度末時点における住民基本台帳人口
- ・2025 年以降の推計人口は、平成 27 年度国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計

③市債残高の増加

市債残高^{※1}については、普通交付税^{※11}の振り替わりである臨時財政対策債^{※12}の増加などから、平成30年度末では、6,223億円の市債残高が見込まれています。

合併建設計画^{※13} は平成 26 年度で終了しましたが、新潟駅周辺整備の進捗など、平成 29 年度までは臨時財政対策債を除く市債残高の増加が見込まれており、過度な将来世 代への負担とならないよう市債残高の抑制に努めていく必要があります。

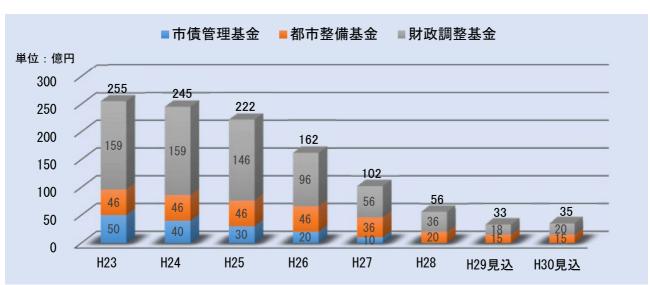


<図表4 市債残高(一般会計)の推移>

④基金残高の減少

本市における市債管理基金、都市整備基金、財政調整基金の主要3基金^{※2}の残高は、平成29年度末で33億円程度まで減少する見込みです。

平成30年度当初予算編成では、基金の取崩しから積立に転換しましたが、緊急時や 災害時などの財政需要や国の制度変更に対応するため、基金を一定額積み立てていく ことが必要であることから、より一層の行財政改革を徹底し、持続可能な財政基盤を 構築する必要があります。

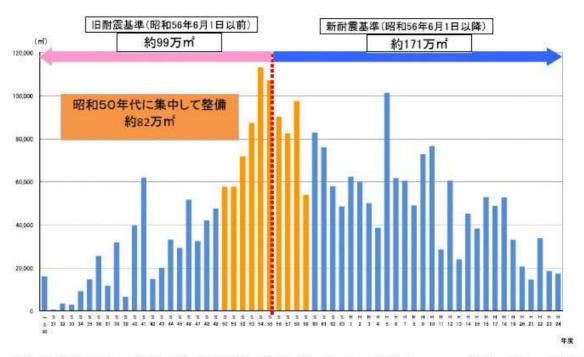


<図表 5 基金現在高の推移>

(2) 公共施設等の状況

本市は約1,800施設(公有財産台帳ベース)、約270万㎡の公共施設を保有しています。人口一人あたりの行政財産建物保有面積は、公営住宅を除くと2.91㎡/人で、20政令指定都市の平均値2.22㎡/人を大きく上回り、政令指定都市の中で最大となっています。また、多くの公共施設は、人口増加が著しかった昭和50年代に整備されており、今後、老朽化による改修や建て替えの時期が一斉に到来することが見込まれます。

全ての施設について、標準的な 60 年周期での建て替えや改修を行うには、今後、50年間で必要な費用は約1兆2,233億円(年平均約245億円)となります。近年の公共施設の整備や改修等に実際に要した金額は年平均で約121億円であることから、単純に考えると毎年約124億円が不足することになります。施設の長寿命化を進めて80年周期の設定としても、約9,000億円(年平均約180億円)が必要と推計され、毎年約59億円が不足することになります。



<図表6 築年別にみた公共施設の整備状況>

※ 市有特定建築物:体育館1階、学校・福祉施設等2階、その他3階以上かつ1,000 m以上の建物。 (詳細は 財産白書巻末資料による)

① (図表7) 標準的な耐用年数に基づく将来費用 (標準シナリオ)

[前提条件]

- ▶耐用年数:60年
- ▶周期:補修15年、修繕30年、建替え60年

図 3-4 将来費用算出結果 (標準シナリオ)



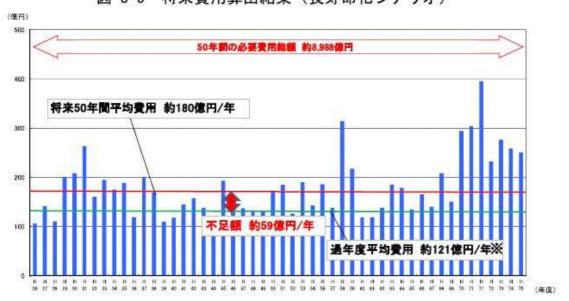
※過年度平均費用:公共施設に係る投資的経費実績(平成17年度~24年度平均)(合併建設計画分を除く)

②(図表8)長寿命化を実施した場合の将来費用(長寿命化シナリオ)

[前提条件]

- ▶耐用年数:80年
- ▶周期:補修20年、修繕40年、建替え80年

図 3-5 将来費用算出結果(長寿命化シナリオ)

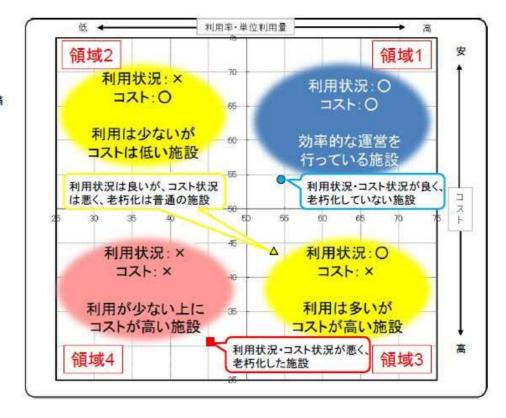


※過年度平均費用:公共施設に係る投資的経費実績(平成17年度~24年度平均)(合併建設計画分を除く)

また、<u>新潟市財産白書では、</u>各施設の用途ごとに、コスト状況や利用状況を基にして「領域1」から「領域4」まで4区分に分類し、分析を行っています。(図表9参照)「領域1」とはコスト状況、利用状況ともに良好な施設、反対に「領域4」とは相対的に高コストかつ利用が少ない施設であり、こうした分析結果をもとに、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

③ (図表9) 公共施設の状況分析の取組

- 品質高: 老朽化率が50%未満かつ 耐震化率50%以上
 △ 品質中: 老朽化率が50%以上75%未満かつ 耐震化率50%以上
 品質低:
- 品質低: 老朽化率が75%以上 または 耐震化率50%未満



(3)組織と職員数の状況

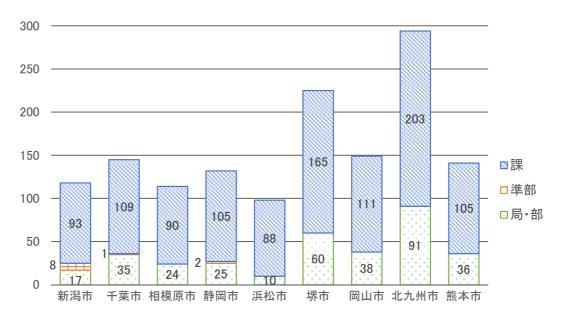
① 組織の状況

本庁では新しい行政課題に対応するため、課等の組織が増加傾向にありました。また、区役所では、同規模政令市と比較すると区の数が多いことや、市民に身近な事務を 区役所で行う体制としていることから、課等の組織の数が多い傾向にあります。

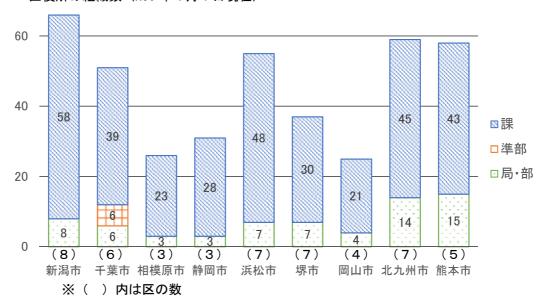
持続可能なまちづくりに向けて、平成30年度は組織のスリム化を図りました。今後も、一定の成果や方向性が出され運用段階に至った組織について見直しを行い、小規模課などを関連性の深い組織と統合するなど組織力の強化を図るとともに、管内人口や取扱業務量、業務の連携などを踏まえて、区役所組織を見直しする必要があります。

<図表10 本庁と区役所の組織数比較>

本庁(市長部局)の組織数(H30年4月1日現在)



区役所の組織数(H30年4月1日現在)



「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

② 職員数の状況

本市ではこれまでも定員適正化*14による歳出削減など、行財政改革に積極的に取り組んでおり、平成17年度からの第2次定員適正化計画、平成22年度からの新・定員配置計画により、10年間で普通会計*15部門の職員852人を減員してきました。これは、平成19年度を基準とした過去7年間の減員率の比較では、堺市、北九州市に次ぐ減員率になっていますが、平成27年度からは生活保護の増加や地域包括ケアシステムの取組強化といった課題に対応するため、福祉に関する民生部門を中心に若干の増加に転じています。

また、部門別では公立保育園を数多く設置していることや、各区役所に農業部門を 取り扱う部署を設置していること、また公民館への職員配置や給食調理員等の配置に より、同規模政令市と比較して、民生や農林水産及び教育部門の職員数が多い状況に なっています。これは、都市の特性や行政ニーズ違いなど背景によるものですが、将 来を見据え、効果的・効率的な定員管理に努めていく必要があります。

なお、年齢構成では、45歳周辺の職員数が多く、30歳代の職員層が薄くなっており、年齢構成に偏りが生じています。<u>円滑な業務の継承や組織力を維持するためにも若手、中堅、管理職のバランスは重要な要素の一つと考えられますので、各世代間の</u>平準化にも取り組んでいく必要があります。



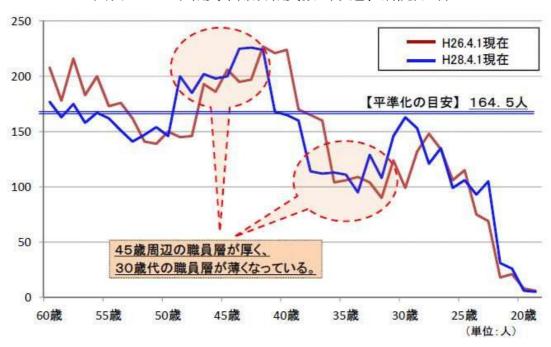
<図表11 市職員数の推移、普通会計職員数の推移(人)>

民生部門(168人超過) 単位:人 公立保育園を数多く設置している 教育部門(172 人超過) 学校用務員、給食調理員、公民館の職 540⁵⁹⁶ 耕作面積が広く、各区役所に 257 農業部門の部署を設置 議会 総務 税務 民生 衛生 労働 農水 商工 土木 教育 消防 ■新潟市 257 1248 562 ■9政令市平均

<図表12 市職員の同規模政令市との比較(普通会計・部門別)>

9政令市平均とは、同規模政令市(千葉、相模原、静岡、浜松、堺、岡山、北九州、熊本、新潟)の人口1万人 あたりの部門別平均職員数を算出し、新潟市人口にあてはめることにより算出したもの。H28.4.1現在比較

1080 622



<図表13 市職員年齢別職員数(水道、病院除く)>

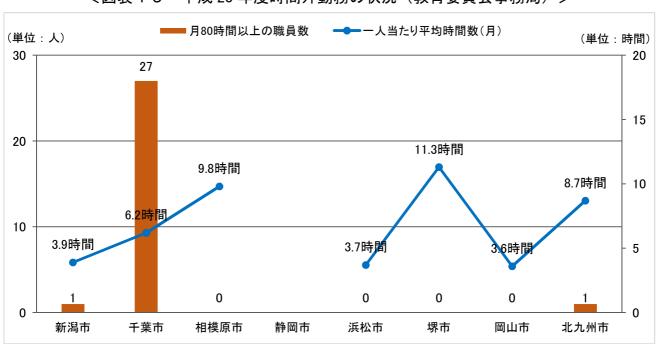
本市職員の時間外勤務の状況(平成28年度)は、月平均時間が12.4時間、月平均 80 時間以上の職員数が 4 人となっており、同規模政令市と比較して時間外勤務が多い 状況となっています。また、年次有給休暇の消化率や男性の育児休業取得率も低い数 値になっています。

長時間労働の是正に向けては、事務の実施方法の見直しや共通事務の集約化・ICT*16 活用による効率化を進めるほか、ワーク・ライフ・バランス*17 やディーセント・ワーク*18 の実現に向けた「働き方改革*19」を進めていく必要があります。

(単位:時間) (単位:人) 20 - 20 15 15 12.4時間 12.2時間 11.7時間 11.3時間 11.1時間 9.9時間 10 10 7.4時間 2時間 5 10 5 6 5 0 0 0 新潟市 堺市 千葉市 相模原市 静岡市 浜松市 岡山市 北九州市

<図表14 平成28年度時間外勤務の状況(市長部局)>

(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

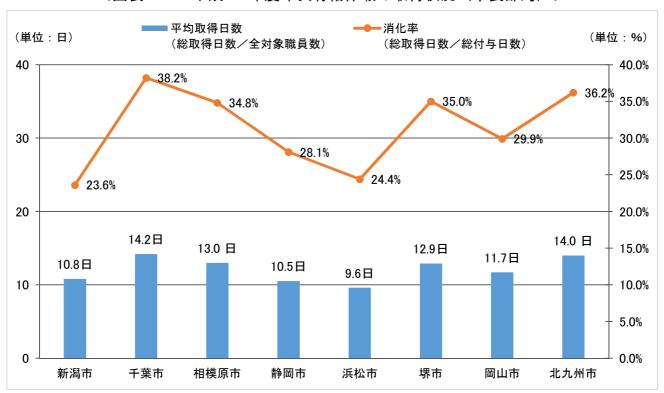


<図表 1 5 平成 28 年度時間外勤務の状況(教育委員会事務局)>

(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

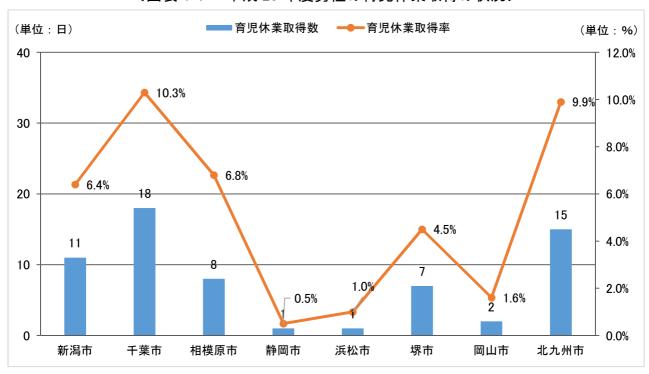
「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

<図表 1 6 平成 28 年度年次有給休暇の取得状況(市長部局)>



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

<図表17 平成28年度男性の育児休業取得の状況>



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

第2章 プラン策定の考え方

1 行政改革プラン 2015 中間評価の実施

行政改革プラン 2015 は、平成 27~30 年度の 4 年間を計画期間とし、平成 29 年度に外部 有識者からなる「行政改革点検・評価委員会」を開催し中間評価を行い、行政改革点検・ 評価委員会からは、財政基盤の抜本的な強化につながる施策の推進や民間の活用・連携の 一層の工夫など、様々な観点からの提言をいただきました。

■行政改革点検・評価委員会による提言

- 財政基盤の抜本的な強化につながる施策推進や民間活用などに留意すべき
- 継続事業や既存施設について、真の「選択と集中」を断固実行すべき
- ・ 歳入の一層の増加にも取り組む必要があり、広告収入など民間の活力を導入すべき
- 職員の意識改革をはじめ ICT*16 の利活用など生産性向上にもつながるよう働き方を抜本的に見直すべき
- 市役所が直接行う必要がある仕事かなどの視点で業務を見直し、民間委託など官 民連携手法の導入を進めていくべき
- ニーズが低い、あるいは代替手段がある行政サービスについては、取扱い業務の ダウンサイジングの検討も必要

2 計画期間

2018年10月 ~ 2022年度の4年6か月間

新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」**20の計画期間(平成 27~34 年度)にあわせて、2022 年度(平成 34 年度)までを計画期間とします。

3 改革の基本的な方向性 <u>~市民サービスの維持向上の視点に立った重要課</u> 題への対応~

行政改革プラン 2015 では、「I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上」「II 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化」「III 持続可能な財政運営の確立」を掲げ、改革の取組を深化させてきました。

このたび策定する「新潟市行政改革プラン 2018」では、<u>現行のプラン 2015 に位置づけられている取組のうち、</u>市民との情報共有の徹底した推進や市民参画・協働の充実・拡大など、これまでの取り組みを一層深化させるとともに、さらなる市民サービスの維持・向上や2ページに記載した「行政改革における主な重要課題」(本格的な人口減少、少子・

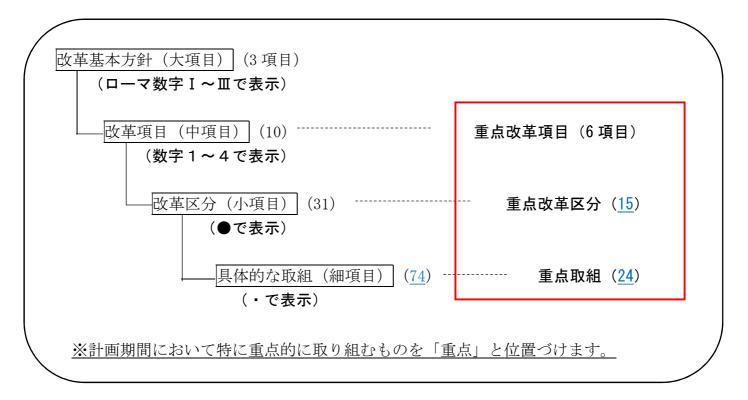
超高齢社会の到来、扶助費^{※3}をはじめとする社会保障費の増大、市債残高^{※1}の増加や基金^{※2}の大幅な減少、公共施設の最適化、市役所内部の組織・定員の適正化)により一層、的確かつ迅速に対応するため、以下に掲げる項目を「重点改革項目」として位置づけ、着実に推進していきます。

◎重点改革項目

- ① 選択と集中による経営資源※4の適正配分
- ② 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革※19の実現
- ③ 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討
- ④ 持続可能な財政運営
- ⑤ 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化
- ⑥ ファシリティマネジメント※21の考え方に基づいた財産経営のさらなる推進

◎改革項目と重点の構成

プラン 2018 における全体の改革項目の構成と重点との関係は以下のとおりです。



◎新潟市行政改革プラン 2018 の構成

<u> 受制局印刊 </u>	
新潟市行政改革プラン 2015	新潟市行政改革プラン 2018
I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上	I 行政経営品質の向上に向けた取組の強化
1 政策課題の高度化への対応	1 選択と集中による経営資源の適正配分
2 本市にふさわしい大都市制度への対応	【重点①】
3 選択と集中による経営資源の適正配分	2 戦略的な都市経営の推進
4 戦略的な組織・人材マネジメントによる	3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成
ガバナンスの強化	と働き方改革の実現【重点②】
Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の	Ⅱ より良い市民サービスの提供に向けた多様
深化	な主体との協働の推進
1 区自治協議会、地域コミュニティ協議	1 市民や民間など多様な主体とのさらなる
会、NPO などとのさらなる協働の推進	協働の推進
2 市民との情報共有と市民参画の推進	2 市民への情報公開・情報発信と市民参画
	の推進
3 民間活力の効果的な活用と制度的検証	3 民間活力の効果的な活用、市が運営する
	施設のあり方の検討【重点③】
Ⅲ 持続可能な財政運営の確立	Ⅲ 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の
	強化
1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政	1 持続可能な財政運営【重点④】
運営	2 新たな財源を含む歳入の確保と債権管理
2 ファシリティマネジメントの考え方に基	の適正化【重点⑤】
づいた財産経営の推進	3 ファシリティマネジメントの考え方に基
3 地方公営企業などの経営改革	づいた財産経営のさらなる推進【重点⑥】
	4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善
	の推進

第3章 改革基本方針~具体的な取組

I 行政経営品質の向上に向けた取組の強化

1 選択と集中による経営資源の適正配分(重点①)

市民の皆さまが安心して暮らせる「安心政令市にいがた」を確立していくには、限 られた経営資源**4の適正配分を徹底し、持続可能な財政運営を図る必要があります。

事業の選択と集中をより一層徹底するため、事務事業点検により本市のサービス水準や他都市の先進事例などを把握し、<u>国や新潟県等との制度や事業との役割分担にも配慮しながら、</u>常に事業のあり方・やり方を精査し、効果的・効率的な経営資源(予算、組織、人員)の適正配分に取り組みます。

また、事業のあり方・やり方の精査にあわせ、市役所内部の体制も業務量などに応じた効率的なものとなるよう同規模政令指定都市の状況も考慮しながら、組織の最適化と定員管理のさらなる適正化を進めます。

なお、各課の共通事務の一元化など業務の集約化を進め、内部事務の効率化・簡素 化に取り組むとともに <u>AI*22 をはじめとした先端技術の活用など、</u>情報化社会の変革 に対応した ICT*16 の活用にも取り組んでいきます。

- 事業のあり方・やり方の抜本的な見直し
 - ・ 全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し【重点取組①】
 - ・ 行政サービスの提供主体・方法、人員体制など業務運営手法の見直し**【重点取** 組②】
 - 専門性や効率性の観点をふまえた業務体制の見直し【**重点取組③**】 (戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約化・センター化や介護認定審査業務^{※23} の集約化など)
- 簡素で効率的な組織体制の再構築(本庁、区役所、出張所の組織の見直し)
 - 業務の見直しに合わせた組織の見直し
 - 利用実態<u>や地域での役割、市民サービス向上の観点</u>を考慮した出張所、連絡所^{※24} のあり方の検討【**重点取組**④】
- 定員管理の適正化
 - 総人件費を意識した定員の適正化【重点取組⑤】
 - 会計年度任用職員制度※25への対応【重点取組⑥】
- 内部事務の集約化・効率化と情報化社会の変革に対応した ICT の活用
 - 庶務など各課共通事務の部内での一元化【重点取組⑦】
 - 総務事務システム*26の導入と全庁的な総務事務センター*27 設置の検討【重点取組⑧】

- ICT**16 戦略に基づく施策実施、ガバナンス**28 推進及び <u>AI**22 等の先端技術の活用</u> に向けた調査・検討
- ・ 【追加】収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済方法の調査・検討
- ・ 情報システム最適化の推進<u>(共通基盤システム*29 を活用したコスト削減と業務</u> 効率化の推進)

2 戦略的な都市経営の推進

都市経営は中長期的なビジョンに立って、目標や目的を明確化し、それらを達成するために経営資源**4を投入していく戦略的なプロセスが必要です。

本市では、総合計画「にいがた未来ビジョン」**20 に掲げる都市像の実現のため、実施計画など主要施策を戦略的に実施することで、拠点化と個性化を軸につくりあげてきた政令指定都市の土台をより強固にするまちづくりを推進していきます。

また、地方分権・都市内分権への対応として、権限移譲や規制緩和のより一層の推進や、区の今後のあり方の検討など政令市にいがたにふさわしい大都市制度について検討を進めるとともに、組織内部のマネジメント機能の強化を図り戦略的な都市経営を推進していきます。

<u>さらに、個々の市町村単位での行政のフルセット主義*30を排して広域的な圏域マネ</u>ジメント*31体制を確立し、行政サービスを効率的に提供していきます。

- 新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)実施計画の着実な推進
 - 実施計画に掲げる施策の戦略的実施
- 地方分権・都市内分権への対応
 - 権限移譲や規制緩和のさらなる推進
 - ・ 区の今後のあり方の検討<u>(「総合区*32のあり方・方向性」、「区域・規模のあり方・方向性」といった中・長期的課題の検討など)</u>
 - 新潟らしい教育改革の推進(地域課題の共有と教育ミーティング※33の深化)
- 組織内部のマネジメント機能の強化
 - 事務の適正な執行に向けた内部統制^{※34}の確立
 - 監査制度の充実・強化への対応(監査基準の見直しなど)
 - 成果志向による組織マネジメントの徹底
 - 現場からの改善提案・改善実践の一層の推進強化
- 広域的な圏域マネジメント体制の確立
 - 【追加】新潟広域都市圏※35等の取組のさらなる推進

3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現(重点②)

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するには、職員の能力、意欲の向上とそれらを最大限引き出す組織マネジメントに取り組み、組織力の向上と働き方改革**19につなげていく必要があります。

そのため、人材育成をはじめとした人材マネジメント機能の強化とともに、ワーク・ライフ・バランス**17の推進や女性登用など組織の活力と多様性に向けた取組を積極的に推進します。

あわせて、業務効率の向上を図るため、コミュニケーションの活性化や職員が能力 を発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革にも取り組みます。

- 人材マネジメント機能の強化
 - 人材育成の充実とキャリア形成を念頭に置いた適材適所の人員配置
 - 公平で納得度の高い人事評価の実施
 - ・ 役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を 促進【重点取組⑨】
 - 職員の意欲向上・能力発揮に向けた職員満足度の向上
- ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・ 勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両立しやすい勤務形態のさらなる検 討【重点取組⑩】
 - 時間外勤務の縮減【重点取組⑪】
 - 休暇を取得しやすい職場環境の整備【重点取組①】
- 職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革の推進
 - 業務効率の向上につながる職場環境の検討・実現【重点取組(3)】
 - WEB 会議システム^{※36}の導入検討【重点取組(4)】

Ⅱ より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進

1 市民や民間など多様な主体とのさらなる協働の推進

人口減少とともに少子高齢化の急速な進展により、地域の人口構成が大きく変化していくなか、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活がおくれるよう、地域やNPOなどの多様な事業主体により、高齢者を地域で支える仕組づくりを進めていきます。また、地域のまちづくりの担い手として、地域の防災・防犯、教育、福祉など、さまざまな課題に対し、行政、民間企業、NPOなどと連携しながら解決できるよう、地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援を行います。

- 地域福祉や地域活動を支える担い手の創出・支援
 - 支えあい、助け合う地域づくりを目指した地域福祉の推進
 - ・ 地域活動の担い手を育む仕組みづくり(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ 蓄積)
- 地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援
 - ・ 地域コミュニティ協議会※37の運営及び活動の支援
 - 地域活動の活性化に向けた支援制度の検討

2 市民への情報公開・情報発信と市民参画の推進

透明性の高い開かれた市政運営の基盤である情報公開・情報発信など市民との情報 共有を行い、各種施策の目標や課題の共有に努めるとともに、<u>事業の見直しや廃止を</u> 行う場合には、過去の事業の効果を評価・検証し、市民への説明責任を果たしていき ます。また、附属機関等*38の委員など市政への参画や協働の充実・拡大に向けた取組 を推進します。

<u>そのほか</u>、協働を実践できる職員の育成など、職員の意識改革や庁内体制の整備に も取り組んでいきます。

- 市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進
 - ・ 文書管理システム^{※39} の機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発 信、職員研修の充実
 - ・ <u>市民生活に密着した情報や災害時の緊急情報、行政サービス情報など、</u>利用者 ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実
 - ・ 公会計に基づく財務書類※40を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民 との共通認識の醸成
 - 予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有

- 市民参画・協働の充実・拡大
 - 附属機関等※38 における公募委員導入率・女性委員割合の拡大
- 職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備
 - 協働を実践できる職員の育成、庁内外の連携における情報共有

3 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討(重点③)

事務事業点検をふまえた業務のあり方・やり方の精査の中で、民間などとの役割分担の見直しにより、多様な担い手との連携・協働などを積極的に検討・推進していくとともに、より連携しやすい環境づくりに向け民間事業者との対話を進めるなど制度の整備にも取り組みます。

また、市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立するため、効果の見込める分野への民間活力の活用を積極的に進めていきます。

さらに、市が運営する施設についてあり方を検討し、適正化に取り組みます。保育園については、<u>多様な保育ニーズに的確かつ持続的に対応するため、</u>市立保育園が担う役割を明確化しながら、<u>現在の施設の老朽化なども考慮し</u>、私立保育園との配置比率の適正化に向け、検討を行い保育サービスの拡充につなげていきます。

幼稚園については、<u>幼児教育水準の更なる向上のため、施設を再編し、先進的な実</u> 践に取り組む拠点機能を拡充するなど、市立幼稚園の役割を明確化していきます。

- 民間活力の効果的活用に向けた検討・実施
 - 民間委託・指定管理者制度※41など PPP 手法※42の導入推進
 - 新たな業務等への民間委託導入の検討(窓口業務、定型業務など)
 - 公民館、図書館における運営方法の検討
- さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備
 - 指定管理者制度の課題検証と解決に向けた制度の改善
 - PPP 手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入

【重点取組⑮】

- 市民サービスのさらなる向上への取組
 - 各区の実情や市民ニーズに合った総合窓口サービスの実現
 - マイナンバーカード※43の利活用による市民サービスの向上
 - 窓口アンケート※⁴結果等に基づいた窓口サービスの改善・向上
 - ・ <u>(再掲)収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新た</u>な決済方法の調査・検討

- 市が運営する施設のあり方の検討
 - 市立保育園の適正配置に向けた検討<u>(保育サービスの拡充や効率化に向け、</u>公・私立の配置比率などを検討)【重点取組®】
 - ・ 市立幼稚園の再編に向けた検討<u>(幼児教育水準の向上のため、幼児教育の拠点</u>機能など市立幼稚園の役割を明確化)【**重点取組**①】

Ⅲ 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化

1 持続可能な財政運営(重点④)

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来世代に過度の負担を強いることなく持続可能な財政運営を確立していくためには、基金**2 に頼らず収支均衡を図り、市債残高**1 の縮減に取り組んでいく必要があります。

そのため、<u>投資的経費**45の厳正な事業選択や事務事業点検による見直しなど、</u>計画的な歳出の見直しに取り組むとともに、<u>市民への説明責任を果たすため、</u>財務状況の開示や予算編成過程の見える化などの取り組みをより充実させていきます。

- 中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し
 - 財政予測計画^{※46}を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債^{※12}を除いた市債 残高の減少目標に配慮した財政運営【**重点取組**(**®**)】
 - (再掲)全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し【重点取組①】
- ◆ 公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報 発信
 - ・ 総務省の統一的な基準による財務書類を作成・公表し、コスト分析・ストック* 47 分析の予算などへの有効活用
 - ・ <u>(再掲)公会計に基づく財務書類**40を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成</u>
 - (再掲)予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有

2 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化(重点⑤)

市税等の収納率の向上や債権管理の適正化に引き続き取り組んでいくとともに、各種広告資産の活用など新たな財源の確保にも積極的に取り組んでいきます。

また、使用料については、受益と負担水準を検証しながら、負担水準の適正化^{*48}に 努めていきます。

- 市税等の収納率の向上と債権管理の適正化
 - 市税等の効果的、効率的な徴収(市税や国民健康保険料など) 【重点取組(9)】
 - 市債権の適正な管理(新規未収債権の発生を抑制、回収不能債権の償却※49)

【重点取組20】

- ネーミングライツ*50の導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施
 - 広告収入の拡大やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源の確保

【重点取組②1】】

- 受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化
 - 各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適 正化【**重点取組②**】

3 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進(重点⑥)

限られた財源の中で全ての施設を維持することは困難な状況であり、行政サービス をできる限り維持しつつ、総量の削減に努める必要があります。

「公共施設の総量削減とサービス機能の維持」及び「インフラ資産の計画的・効率的な維持管理・更新と既存施設の長寿命化」を図ることを基本方針とする新潟市財産経営推進計画**51に基づき、地域と連携しながら利用状況やコストを意識し、施設集約による多機能化・複合化や運用上の工夫などにより公共施設の最適化を図る地域別実行計画を策定し、地域の実情に応じた将来的なニーズに見合った効率的な財産経営を推進します。加えて、公共施設の最適化を図るため、全市的な視点から施設の種類ごとの方針について検討を進めます。

また、引き続き、計画的な維持保全により公共施設や<u>インフラ資産</u>の長寿命化に取り組むとともに、市が保有する財産の精査を行い、未利用財産については民間のアイディアを活用しながら、売却、貸付など利活用を進めていきます。

- 将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進
 - ・ <u>住民との協働による</u>利用状況やコストを意識した<u>地域ごとの</u>公共施設の最適化 (※) (地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など)

【重点取組②】

・ 全市的な視点による施設種類ごとの最適化に向けた方針の検討

※公共施設の最適化について

公共施設の総量削減とサービス機能の維持という、相反する方針を推進するために、施設の有効活用の最大化を図ること。

具体的な手法として、「多機能化・複合化」や「集約化」、「用途転用」、「運 用上の工夫」などがある。

具体的な最適化のイメージについては、巻末の資料編 P37~39 参照。

- 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進
 - 計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進
 - 計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁、公園)の長寿命化、維持 管理効率化の推進
 - 下水道ストックマネジメント^{※52} に基づく効率的な維持管理の実施
- 市有財産の有効活用の推進
 - 市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進【重点取組②】
 - ・ (再掲) PPP 手法**² の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の 検討・導入【**重点取組**⑤】

4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善の推進

公共性と企業性を併せ持つ外郭団体**53 は、行政機能を補完して公共的・公益的な事業やサービスの提供を民間の経営ノウハウを活用しながら効果的・効率的に行うために設立され、重要な役割を担っている一方で、自立性を高める経営改善を継続的に行っていくことが求められています。

また、水道事業、下水道事業、病院事業などの公営企業等についても、それぞれの 定める計画等に基づき、<u>可能な分野についてはより一層の民間活力の導入など、</u>経営 改革・改善に取り組み、財政状況の健全性の維持・向上を図っていく必要がありま す。

- 外郭団体評価の継続実施による団体の経営改善の推進
 - 外郭団体評価に基づく経営改善(市の関与縮小など)
- 水道事業の経営改善の推進
 - 施設規模の適正化
 - 業務効率化に向けた民間委託のさらなる検討
- 病院事業の経営改善の推進
 - ・ 収益の確保と適正な費用による経営の健全化
- 下水道事業の経営改善の推進
 - 第二次下水道中期ビジョン※54に基づく効率的な浸水対策・合流改善事業の推進
 - 農業集落排水施設※55の下水道への編入
 - 自立した経営の確立
- その他特別会計の効率的な運営の強化
 - 【国民健康保険事業】国民健康保険事業の安定的運営の推進
 - ・ 【介護保険事業】介護給付の適正化(国保連合会への給付適正化事業の委託内 容見直しや、ケアプランチェック**56体制の強化等により、給付適正化の取組 を進める)
 - ・ 【中央卸売市場事業】歳入確保に向けた取組の強化(空区画の新規貸付の取組を強化し、空区画の解消を図る)
 - ・ 【と畜事業】施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化
 - 【母子寡婦福祉資金貸付事業】効率的な運営による収支の均衡回復

第4章 行政改革プラン 2018 の推進方法

1 行政改革プラン 2018 の推進体制

プラン 2018 は、市長を本部長とし、副市長、区長・部長等の庁議メンバーを委員とする「新潟市行政改革推進本部」で、進行・進捗管理を行っていきます。

2 行政改革プラン 2018 の進捗マネジメント

進捗状況や達成度については、年度終了後、「具体的な改革項目」ごとの取組工程および指標について、担当部局による自己評価・検証を行い、今後の方向性を明示し必要な改善を行うことにより、より実施効果の高い取組としていきます。

さらに、計画期間の2年経過後には、計画の中間評価を行い、プラン後半に生かしていく、PDCAサイクルを確立します。



3 進捗管理の公表

プラン 2018 の進捗状況は、進捗管理シートにとりまとめ、市民によりわかりやすい形でホームページや市政情報室で公表し、透明性を高めていきます。

改革基本方針

	改革項目(中項目)						No.	
	改革区分(小項目)						担当課	
具	具体的な取組(細項目)							
	現状と課題 (これまでの取組み)							
	事業の目標・目的 (考えられる効果)	≪計画期間の目標 ≪事業の最終目標	票≫ PLAN(言	目標・目的(考		、計画期間の目	ごをもとにし7 目標、事業の最終 ¹	
	取組の内容							
			2018年度		2019	年度	2020	年度
		現状(上期)	計画(下期)	実績	計画	実績	計画	実績
改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)							
指								
標								
`#	(各年度10月に	こ実施)	2018	 :年度	2019	年度	2020	年度
進捗管理	取組の状況	上半期 (4~9月)			 沿った取組を 中において取組		⁻ る	
	(年度終了後に実施)	2018	年度	2019	9年度	2020)年度	
年度評	取組工程、指標に対す る評価		(評価) …計i 価:取組が計画					
価	課題、今後の方針、改善善事項など		(改善)…進 価:進捗が遅れ					
計	(2	1020年度に実施)			中間	評価		2020年度以降
画期間の・		記、指標に対する評(標の適正性等)	価	CHECK (評・計画期間の				
中間評価	課題、今後	の方針、改善事項	など				せた改善を行 、計画後半に向い	

(※2021~2022 年度も同様に進捗管理及び評価を実施)

第5章 行政改革プラン 2018 の重点改革項目と具体的な取組一覧

1 行政改革プラン 2018 の重点改革項目

No	重点改革項目	数値目標·取組目標	重点改革区分	重点取組
				①全事務事業点検による業務のあり方・やり方 の見直し
			(1)事業のあり方・やり方	②行政サービスの提供主体・方法、人員体制 など業務運営手法の見直し
		◎職員の定員管理(2022年3月)・5年間で220人削減	の抜本的な見直し	③専門性や効率性の観点を踏まえた業務体制の見直し (戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約 化・センター化や介護認定審査業務の集約化 など)
1	選択と集中による経営資 源の適正配分	 ○職員の年齢の平準化(2022年3月) (人数の少ない年齢層である中堅職員の充実に向けた中途採用の取組) ・目標●●人(現状●●人) 	(2)簡素で効率的な組織 体制の再構築(本庁、区 役所、出張所の組織見直 し)	④利用実態や地域での役割、市民サービス向 上の観点を考慮した出張所、連絡所のあり方 の検討
			(3)定員管理の適正化	⑤総人件費を意識した定員の適正化
			のた貝目性の過止化	⑥会計年度任用職員制度への対応
			(4)内部事務の集約化・効 率化と情報化社会の変	⑦庶務など各課共通事務の部内での一元化
				⑧総務事務システムの導入と全庁的な総務事 務センター設置の検討
			(5)人材マネジメント機能の強化	⑨役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進
		◎一人当時間外勤務時間数/月		⑩勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両 立しやすい勤務形態のさらなる検討
	職員の意欲・能力を発揮 できる人材育成と働き方	・目標設定〜実施〜検証 ⑤男性職員の育児休業取得率	(6)ワーク・ライフ・バランス の推進	⑪時間外勤務の縮減
2	改革の実現	○管理職に占める女性割合・30%以上(2022年3月)		⑫休暇を取得しやすい職場環境の整備
		00/00/1 (2022 + 0/1)	(7)職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオ	③業務効率の向上につながる職場環境の検 討・実現
			フィス改革の推進	⑭WEB会議システムの導入検討
		◎新たな業務の民間委託・アウトソー		⑮PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と 効果的な官民連携手法の検討・導入
3	民間活力の効果的な活 用、市が運営する施設の あり方の検討	シングの導入 ・検討〜実施 ©市立保育園の適正配置	(9)巾か連宮する施設の	⑥市立保育園の適正配置に向けた検討(保育サービスの拡充や効率化に向け、公・私立の配置比率などを検討)
		•計画策定~実施	あり方の検討	⑪市立幼稚園の再編に向けた検討(幼児教育 水準の向上のため、幼児教育の拠点機能など 市立幼稚園の役割を明確化)

No	重点改革項目	数値目標·取組目標	重点改革区分	重点取組
4	持続可能な財政運営	◎市債残高(2022年3月)・3,800億円以下	事務事業の選択と集中に	®財政予測計画を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債を除いた市債残高の減少目標に配慮した財政運営
		◎年度末基金残高・着実な積立	よる計画的な歳出の見直 し	(再掲①)全事務事業点検による業務のあり 方・やり方の見直し
			(11)市税等の収納率の向	⑲市税等の効果的、効率的な徴収(市税や国民健康保険料など)
	新たな財源を含めた歳入	◎主要債権の収納率 ・前年以上	上と債権管理の適正化	⑩市債権の適正な管理(新規未収債権の発生 を抑制、回収不能債権の償却)
5	の確保と債権管理の適 正化	◎新たな財源の確保・検討〜実施	(12)ネーミングライツの導 入など、さらなる自主財 源確保の積極的実施	②広告収入の拡大やネーミングライツの導入 などさらなる自主財源の確保
			(13)受益と負担水準の検 証と各種使用料等の負 担水準の適正化	②各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化
		◎公共施設の最適化を地域別に検討・地域別実行計画の策定∼実施	(14)将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進	②住民との協働による利用状況やコストを意識した地域ごとの公共施設の最適化(地域の公共施設の最適の(地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など)
6	ファシリティマネジメントの 考え方に基づいた財産経 営のさらなる推進		(15)市有財産の有効活用	②市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進
		·検討~策定	の推進	(再掲⑮)PPP手法の導入に向けた官民対話 の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入

2 行政改革プラン 2018 の体系(具体的な取組一覧)

【改革基本方針 I 】 行政経営品質の向上に向けた取組の強化

※市民・地域に関する取組

改革項目(中項目)		改革区分(小項目)	シート No	具体的な取組(細項目)	重点	*
		事業のあり方・やり方の抜本 的な見直し	1	全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し	0	
	1		2	 行政サービスの提供主体・方法、人員体制など業務運営手法の見直し 	0	
			3	専門性や効率性の観点をふまえた業務体制の見直し (戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約化・センター化や介護認定審査 業務の集約化など)	0	
	,	簡素で効率的な組織体制の 再構築(本庁、区役所、出張	4	業務の見直しに合わせた組織の見直し		
		所の組織の見直し)	5	利用実態や地域での役割、市民サービス向上の観点を考慮した出張所、連絡 所のあり方の検討	0	0
1 選択と集中による経営	3	定員管理の適正化	6	総人件費を意識した定員の適正化	0	
資源の適正配分	3	に貝目生の心正に	7	会計年度任用職員制度への対応	0	
			8	庶務など各課共通事務の部内での一元化	0	
		内部事務の集約化・効率化と 情報化社会の変革に対応した ICTの活用	9	 総務事務システムの導入と全庁的な総務事務センター設置の検討 	0	
	4		10	ICT戦略に基づく施策実施、ガバナンス推進及びAI等の先端技術の活用に向けた調査・検討		
			追加	収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済 方法の調査・検討		
			11	情報システム最適化の推進(共通基盤システムを活用したコスト削減と業務効率化の推進)		
	1	新潟市総合計画(にいがた未 来ビジョン)実施計画の着実な 推進	12	実施計画に掲げる施策の戦略的実施		
			13	権限移譲や規制緩和のさらなる推進		
	2	地方分権・都市内分権への対 応	14	区の今後のあり方の検討(「総合区のあり方・方向性」、「区域・規模のあり方・方向性」といった中・長期的課題の検討など)		0
			15	新潟らしい教育改革の推進(地域課題の共有と教育ミーティングの深化)		0
2 戦略的な都市経営の 推進			16	事務の適正な執行に向けた内部統制の確立		
	3	組織内部のマネジメント機能	17	監査制度の充実・強化への対応(監査基準の見直しなど)		
		の強化	18	成果志向による組織マネジメントの徹底		
			19	現場からの改善提案・改善実践の一層の推進強化		
	4	4 広域的な圏域マネジメント体制の確立		新潟広域都市圏等の取組のさらなる推進		

改革項目(中項目)	改革区分(小項目)		シート No	具体的な取組(細項目)	重点	*
			20	人材育成とキャリア形成を念頭に置いた適材適所の人員配置		
	,	1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	21	公平で納得度の高い人事評価の実施		
	'	人材マネジメント機能の強化	22	役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮 を促進	0	
	23 職員の意欲向上・			職員の意欲向上・能力発揮に向けた職員満足度の向上		
3 職員の意欲・能力を発 揮できる人材育成と働き 方改革の実現			24	勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両立しやすい勤務形態のさらなる検 討	0	
7344000	2	ワーク・ライフ・バランスの推進	25	時間外勤務の縮減	0	
			26	休暇を取得しやすい職場環境の整備	0	
	3	職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革の	27	業務効率の向上につながる職場環境の検討・実現	0	
	J	推進	28	WEB会議システムの導入検討	0	

【改革基本方針Ⅱ】 より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進

※市民・地域に関する取組

改革項目(中項目)		改革区分(小項目)	シート	※市民・地域に 具体的な取組(細項目)	重点	*
		地域福祉や地域活動を支える		支えあい、助けあう地域づくりを目指した地域福祉の推進		0
1 市民や民間など多様な	1	担い手の創出・支援	30	地域活動の担い手を育む仕組みづくり(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄 積)		0
主体とのさらなる協働の推進		地域コミュニティによる主体的	31	地域コミュニティ協議会の運営及び活動の支援		0
	2	なまちづくりのための支援	31	地域活動の活性化に向けた支援制度の検討		0
			33	文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信、職員研修の充実		
	1	市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底	34	市民生活に密着した情報や災害時の緊急情報、行政サービス情報など、利用 者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実		0
2 市民への情報公開・情	'	した推進	35	公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民と の共通認識の醸成		0
報発信と市民参画の推進			36	予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有		0
	2	市民参画・協働の充実・拡大	37	附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大		0
	3	職員の意識改革と協働を実践 しやすい庁内体制の整備	38	協働を実践できる職員の育成、庁内外の連携における情報共有		
			39	民間委託・指定管理者制度などPPP手法の導入推進		
	1	民間活力の効果的活用に向 けた検討・実施	40	新たな業務等への民間委託導入の検討(窓口業務、定型業務など)		
			41	公民館、図書館における運営方法の検討		
	2	さらなる民間活力導入推進に	42	指定管理者制度の課題検証と解決に向けた制度の改善		
		向けた制度整備	43	PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入	0	
3 民間活力の効果的な 活用、市が運営する施設 のあり方の検討			44	各区の実情や市民ニーズに合った総合窓ロサービスの実現		0
	3	市民サービスのさらなる向上	45	マイナンバーカードの利活用による市民サービスの向上		0
		への取組	46	窓口アンケート結果等に基づいた窓口サービスの改善・向上		0
			再	収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済 方法の調査・検討		
	4	市が運営する施設のあり方の		市立保育園の適正配置に向けた検討(保育サービスの拡充や効率化に向け、公・私立の配置比率などを検討)	0	0
		検討	48	市立幼稚園の再編に向けた検討(幼児教育水準の向上のため、幼児教育の拠点機能など市立幼稚園の役割を明確化)	0	0

【改革基本方針Ⅲ】 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化

※市民・地域に関する取組

改革項目(中項目)		改革区分(小項目)	シート	※ 市氏・ 地域(こ) 具体的な取組(細項目)	重点	ж Ж
以十次口(十次口)		4+E/1(1) XE/	No	財政予測計画を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債を除いた市債残		**
1 持続可能な財政運営	1	中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し	49	高の減少目標に配慮した財政運営	0	
			再1	全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し	0	
	2	公会計による財務情報を活用 した財務運営、財産経営の推 進と市民に向けた情報発信	50	総務省の統一的な基準による財務書類を作成・公表し、コスト分析・ストック分析の予算などへの有効活用		
			再35	公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民と の共通認識の醸成		
			再36	予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有		
	1	市税等の収納率の向上と債権管理の適正化	51	市税等の効果的、効率的な徴収(市税や国民健康保険料など)	0	
2 新たな財源を含めた歳			52	市債権の適正な管理 (新規未収債権の発生を抑制、回収不能債権の償却)	0	
入の確保と債権管理の適 正化	2	ネーミングライツの導入など、 さらなる自主財源確保の積極 的実施	53	広告収入の拡大やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源の確保	0	
	3	受益と負担水準の検証と各種 使用料等の負担水準の適正 化	54	各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の 適正化	0	
	1	将来的なニーズに見合った効 率的な財産経営の推進	55	住民との協働による利用状況やコストを意識した地域ごとの公共施設の最適化 (地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など)	0	0
			56	全市的な視点による施設種類ごとの最適化に向けた方針の検討		
	2	計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進	57	計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進		
3 ファシリティマネジメント の考え方に基づいた財産 経営のさらなる推進			58	計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁, 公園)の長寿命化、維持管理効率化の推進		
			59	下水道ストックマネジメントに基づく効率的な維持管理の実施		
	3	市有財産の有効活用の推進	60	市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進	0	
			再43	PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入	0	
	1	外郭団体評価の継続実施に よる団体の経営改善の推進	61	外郭団体評価に基づく経営改善(市の関与縮小など)		
	2	水道事業の経営改善の推進	62	施設規模の適正化		
			63	業務効率化に向けた民間委託のさらなる検討		
	3	病院事業の経営改善の推進	64	収益の確保と適正な費用による経営の健全化		
	4	下水道事業の経営改善の推進	65	第二次下水道中期ビジョンに基づく効率的な浸水対策・合流改善事業の推進		
4 外郭団体や地方公営 企業などの経営改善の推 進			66	農業集落排水施設の下水道への編入		
			67	自立した経営の確立		
		その他特別会計の効率的な運営の強化	68	国民健康保険事業 ・国民健康保険事業の安定的運営の推進		
			69	介護保険事業 ・介護給付の適正化(国保連合会への給付適正化事業の委託内容見直しや、 ケアプランチェック体制の強化等により、給付適正化の取組を進める)		
	5		70	中央卸売市場事業 ・歳入確保に向けた取組の強化(空区画の新規貸付の取組を強化し、空区画の 解消を図る)		
			71	と畜事業 ・施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化		
			72	母子寡婦福祉資金貸付事業 ・効率的な運営による収支の均衡回復		

「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

(巻末) 資料編

■多機能化・複合化、相互連携などの最適化の手法

老朽化などにより、複数の施設を統合する場合、下表に示すように、地域内の複数の建物同士で複合化したり、一つの施設であっても多目的に利用できたり、施設の管理・運営窓口を一本化することで、サービス水準の維持を図ることができます。

これにより、スペースが余っている施設と足りない施設でスペースを補完しあい、 お互いの機能を残して同居することなどにより、市民の利便性向上や効率的な管理・ 利活用が図れるなどの効果が期待されます。表に示した手法以外にも様々な手法が考 えられます。

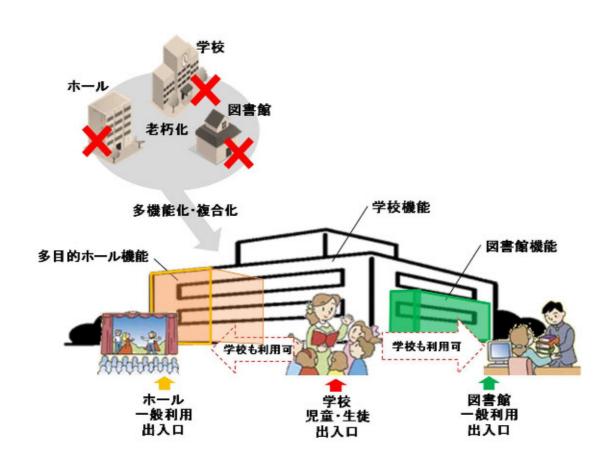
また、多機能化・複合化は、公共施設同士のみではありません。店舗など民間施設との複合化の例もあるので、地域にとって必要な民間サービスとの連携なども考えられます。

最適化の手法(例)※新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編より

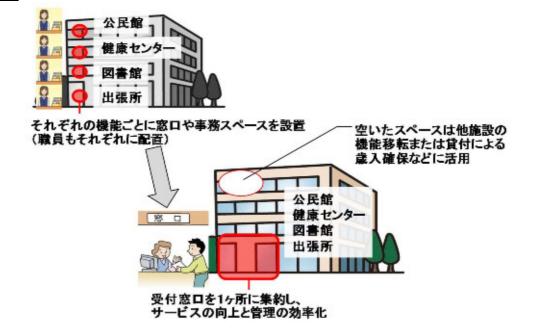
手法	現状	手法実施後		
手法A 既存施設の 多機能化・複合化	A施設 B施設 老朽度:高 老朽度:低 低・未利用室:なし低・未利用室:あり	A施設 B施設 B施設の低・未利用 廃止 集約・複合化 室を活用し、施設を 復合化(集約化)		
手法B 改築・大規模改修に よる集約化	A施設 B施設 老朽度:高	A施設 B施設 B施設の改築 または大規模改修 (売却) 大規模改修 (民間施設の活用も可)		
手法C 廃止施設の用途転用	A施設 老朽度:高 老朽度:低	A施設 B施設 B施設を 廃止し 廃止し 用途転用し活用		
手法D 各施設の相互連携 やソフトでの対応等 (運用上の工夫)	A施設 C施設 B施設 機能重複有 施設ごとに管理	施設を使ってのサービスに代え、ソフト事業や民間によるサービス 運用効率化によるコスト縮減を提供		

「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

最適化の事例① 学校などと他施設との多機能化・複合化

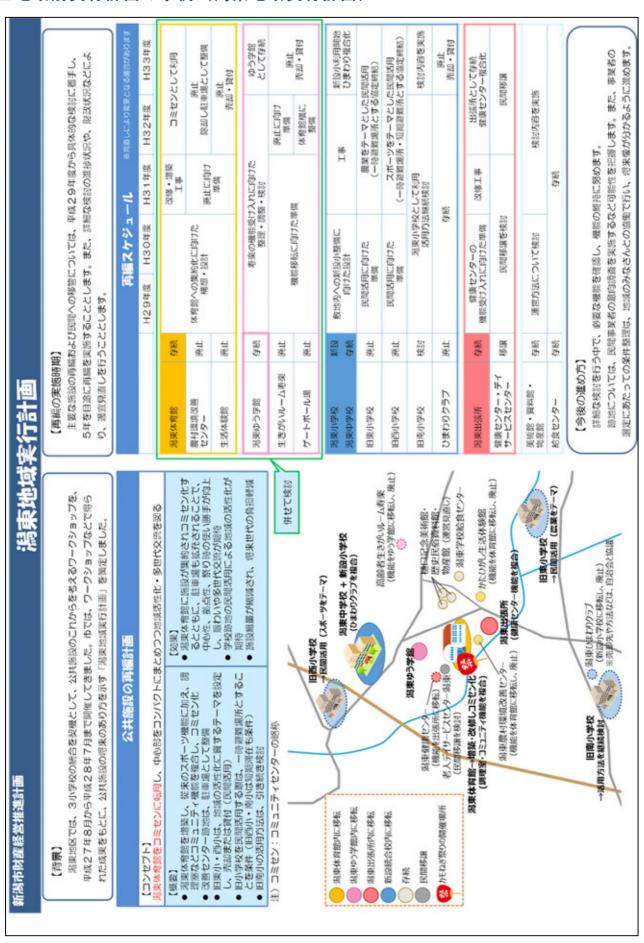


最適化の事例② 事務スペースの集約化



「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

■地域別実行計画の事例(潟東地域実行計画)



「※番号」については、巻末の用語集 (P40~) を参照

■各区における出張所、連絡所の設置状況

(平成29年10月1日現在)

区			管内人口(推計人口)	面積	出張所数	連絡所数
			人口	世帯	(km³)	山水川致	连 帕
北		区	75,205	28,841	107.72	1	3
東		区	136,696	60,505	38.62	1	1
中	央	区	183,316	86,465	37.75	2	1
江	南	区	68,741	26,820	75.42	1	3
秋	葉	区	76,350	29,554	95.38	1	0
南		区	44,909	15,827	100.91	2	0
西		区	162,195	67,606	94.09	2	2
西	蒲	区	56,740	20,330	176.55	4	0
合		計	804,152	335,948	726.45	14	10

用語解説

※1 市債残高

市債とは、市が1会計年度を超えて行う借り入れのことをいい、市債残高は、年度を超えて累積している借 入金の総額。

※2 基金

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は資金を運用するために設けるもの。

※3 扶助費

義務的経費(地方公共団体の歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられている経費)の一つで、生活保護法による生活扶助や身体障害者福祉法による各種給付など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付のほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※4 経営資源

経営を行う上で必要となるもの。ここでは予算、組織、人員を指す。

※5 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられている経費。一般的に人件費、扶助費及び公債費の合計額をいう。

※6 県費負担教職員

市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員は、身分は市町村の職員としつつ、人事・給与負担は都道府県が行うこととされており、都道府県が給与を負担する教職員のことをいう。政令指定都市に限っては人事権を有していたが、平成29年度より、給与負担も都道府県から政令指定都市へ移譲された。

※7 公債費

義務的経費の一つで、地方債(市債)の発行に伴って、毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。

※8 財政の硬直化

財源のうち、固定的に毎年支払わなければならない経費が増大することで、財政における政策の自由度が失われること。財政の弾力性(自由度)を分析するために用いられる概念で、一般に、歳出の総額に占める義務的経費の割合が高まっている状態をいう。

※9 政策的な経費

地方公共団体の歳出のうち、義務的経費のように毎年度継続して経常的に支出される経費に対して、経常的な経費を除いた経費。義務的経費に比べ団体の裁量の余地が多く、政策実現のために支出される。

※10 生産年齢人口(15歳以上65歳未満)

年齢別人口のうち、労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。これに対し、15 歳未満の年少人口と、65 歳以上の老年人口を合わせたものを被扶養人口という。

※11 普通交付税

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する地方交付税の一種。地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の94%)及び特別交付税(交付税総額の6%)とされている(地方交付税法第6条の2)。

※12 臨時財政対策債

地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

※13 合併建設計画

政令指定都市への移行を目指した合併に際し、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図るため、新しいまちづくりの基本的指針として合併建設計画「新にいがたまちづくり計画」及び「新潟市・巻町合併建設計画」を策定。平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とし、道路や下水道などの都市インフラをはじめ、文化施設、スポーツ施設の整備、学校の改築などを実施。

※14 定員適正化

限られた人員(職員)を効果的・効率的に配分するための取組み。本市では定員配置計画を策定し、職員の 年齢構成の平準化の推進、選択と集中による適正配置、多様な雇用形態に応じた人員管理などに取り組んで いる。

※15 普通会計

市税を主な財源とする基本的な会計である一般会計に、企業会計以外の特別会計を合算したものをいい、本 市の場合、一般会計に土地取得事業会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計・公債管理事業会計を合算 し、会計間の重複計上を除いたもの。

%16 ICT

Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と訳され、ITの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉。

※17 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成19年12月策定)では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

※18 ディーセント・ワーク

「働きがいのある人間らしい仕事」と訳され、1999年に国際労働機関総会において活動の主目標と位置付けられた。日本でもディーセント・ワークの概念の普及とともに、様々な労働政策の推進による実現が図られており、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」においてもディーセント・ワークの実現が盛り込まれている。

※19 働き方改革

働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、社会や風土も含めて変えようとする取組み。働く人の置かれた個々の事情に応じて、多様な働き方を選択でき、より良い将来の展望を持てるようにすることで、 生産性を向上させるとともに、就業機会の拡大や、働く人一人ひとりの意欲・能力を存分に発揮できる環境を実現する。

※20 新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」

本市が目指す将来像の実現に向けたまちづくりについて示す計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成。「基本構想」「基本計画」は、平成27年度から平成34年度までの8年間における本市の目指す姿(都市像)を示す。施策の実現に向けた具体的取組を掲載する実施計画については、変化の激しい社会・経済状況に機敏に対応するため2年ごとに策定。

※21 ファシリティマネジメント

市が所有するファシリティ(土地や建物など施設とその環境)を経営資源と捉え、経営的視点によりファシリティの最適化を図り、総合的に企画、管理、活用する経営管理活動。

※22 AI

Artificial intelligence の略で、多くの場合「人工知能」と訳され、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術や研究分野の総称。

※23 介護認定審査業務

厚生労働大臣が定める基準に従い、要介護認定や要支援認定に必要な事項の審査及び判定を行う業務。対象 件数は年々増加し、全国的に業務量の肥大化が問題視されている。

※24 出張所、連絡所

区役所の管理の下に置かれる行政機関で、様々な市民サービスを提供するために各地域に設置、職員が配置されている。出張所は14か所あり、課と同等の様々な市民サービスに係る決定権を有し、幅広く迅速なサービス提供を担う。連絡所は10か所あり、基本的には区役所に属する課の管理の下に設置され、地域に密着した市民サービスを提供する。

※25 会計年度任用職員制度

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された制度で、施行は平成32年4月1日。新たな制度化に伴い、これまでの臨時・非常勤職員制度は抜本的に見直される。

※26 総務事務システム

人事・総務・経理といった各部署共通の間接業務について、全所属で利用できる共通基盤を整備することで、事務手続きの標準化、エラーチェックによる正確性の向上、処理の自動化による省力化を実現して、事務を効率化するソフトウェア又は提供されるサービス。

※27 総務事務センター

人事・総務・経理といった各部署共通の間接業務を集約することで、各部署における業務量の削減や、知識・ノウハウの集約による専門性の確保によって、全体における事務処理の効率化を図るための組織又はその手法。

※28 ICT ガバナンス

組織が、ICT に関する企画・導入・運営及び活用を行うにあたって、すべての活動、成果及び関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むこと、または、組み込まれた状態のこと。

※29 共通基盤システム

各業務ごとに異なる機能を持ったシステムについて、使用する機器やソフトウェアを統合又は共通化することで、効率化とコスト削減を実現するもの。

※30 フルセット主義

文化、教育、福祉などの様々な公共サービス及びサービス提供のための施設等について、全て単独の自治体 それぞれが自ら整備、保有し、提供していこうとする考え方。

※31 広域的な圏域マネジメント

地域において、複数の自治体が相互に役割分担し、連携・協力することにより、連携した自治体(圏域)において一定の人口と社会経済を維持するとともに、圏域全体として必要な公共サービスを確保する取組み。

※32 総合区

総合区制度は、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができるもの。平成26年の地方自治法の改正により制度化された(地方自治法第252条の20の2)。

※33 教育ミーティング

自治協議会委員や中学校区の小・中学校の教職員、PTA、コミュニティ協議会などと、区担当教育委員との懇談・意見交換を通して、全市的な教育情報などを伝えるとともに、地域における教育の実情や区の特性などを把握し市全体の教育行政に意見などを反映するもの。

※34 内部統制

組織において業務を適切に進めるためのルールや手続きを定め、組織内のすべての人がそのルールに基づいて業務を行うことで、業務の適正さを確保する取組。会社法等に基づき民間企業には浸透が図られており、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つが目的とされている。平成29年度地方自治法改正(平成32年4月1日施行)により、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが義務付けられた。

※35 新潟広域都市圏

平成29年3月28日に近隣市町村と締結した連携協約に基づく圏域。7市3町1村(新潟市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町)で構成され、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るための取組を行うに当たっての基本方針や連携する取組、役割分担、費用負担等について、それぞれの市町村における議会の議決を経て、本市と各市町村が1対1で連携協約を締結した。

※36 WEB 会議システム

遠隔地でも、カメラやマイクを使用することで、実際に会っているかのように打ち合わせやミーティングができる会議システム。映像だけでなく、音声や資料を通したやり取りが可能で、会議の効率化・コスト削減が期待される。

※37 地域コミュニティ協議会

市民と市が協働して、地域のまちづくりやその他の諸課題に取り組むことで、市民自治の推進を図るため、小学校区又は中学校区を基本として、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織。地域づくりについて構成団体で情報を交換・共有し、話し合って、総合的な意思決定を行い、地域活動に反映・実践している。

※38 附属機関等

市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した機関を「附属機関」という。また、本市では事務・事業の実施等にあたり、市民、学識経験者、関係行政機関、関係団体からの意見聴取を目的とし、要綱等に基づき開催する会合を「懇話会等」としており、「附属機関」とあわせ「附属機関等」としている。

※39 文書管理システム

紙の文書を電子化し、格納・管理するコンピュータ上のシステム。パソコンを介して、文書の収受、起案、 回議、決裁、施行、保管を行う。

※40 公会計に基づく財務書類

国の新地方公会計制度に基づき地方公共団体が作成する貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4表。平成26年5月、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とする統一的な基準が示され、平成27年1月、すべての地方公共団体において作成・活用することが正式要請された。

※41 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する者が行う制度で、地方自治法第244条の2第3項で規定。ノウハウを有する民間事業者等の団体が担うことにより、市民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的として導入されている。

※42 PPP 手法

Public Private Partnership (公民連携)の略。「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。具体的にはPFI事業をはじめ、指定管理者制度、公設民営、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング、ネーミングライツ、定期借地活用など様々な手法がある。

※43 マイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)を証明するICチップ付きのカード。本人確認の際の公的身分証明書として利用できるほか、住民票の写し等のコンビニ交付、e-Tax 等の電子申請のサービス等の様々な行政サービスに利用できる。

※44 窓口アンケート

市民満足度の向上を図るため、現状の市民満足度を把握し、改善に活かすことを目的に実施しているアンケート。各区役所の区民生活課(中央区にあっては窓口サービス課)、健康福祉課の他、市税事務所の市民税課、各税務センターで実施。

※45 投資的経費

その支出効果が長期間にわたって持続する経費であり、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方財政 においては普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費を指す。

※46 財政予測計画

新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の計画期間(8年間)における市税や地方交付税などの歳入と、人件費や扶助費、建設事業費などの歳出の収支見通し。

※47 ストック

特定時点における存在量。財務書類においては貸借対照表の資産や負債などを指す。

※48 負担水準の適正化

特定の者が行政サービスを利用して受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図 る観点から、受益の範囲内において負担いただく料金を適正に設定すること。

※49 回収不能債権の償却

滞納者の困窮や行方不明、事項の成立などで回収が不能となった債権について、回収不能額を損失計上すること。

※50 ネーミングライツ

スポーツ、文化施設等に、社名やブランド名、愛称等を名称として付与する権利(命名権)で、何らかの対価に対して命名権を販売するビジネスの総称としても使用される。地方公共団体においては、民間団体等との契約や協定により、公の施設等の命名権を付与し、施設の管理・運営にあてる命名権料や、施設の維持といったサービスを対価とする手法をいう。

※51 新潟市財産経営推進計画

公共施設やインフラ資産について、その老朽化や利用需要の変化などの課題に対し、経営的な視点に基づく 効率的な管理・利活用を進めるため、平成27年に策定した計画。国が示す公共施設等総合管理計画に該当。 本市の財産経営の基本的な考え方を示した「基本方針編」、公共施設についての取り組みの進め方を示した 「公共施設マネジメント編」及びインフラ資産について同様に示した「インフラ資産マネジメント編」の3 編構成。

※52 下水道ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」(平成27年11月、国土交通省策定)において推進された。

※53 外郭団体

行政活動の代行的、補完的機能を果たすことを目的とし、市が出資などして設立された地方公社や財団法 人、株式会社、その他継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体など。

※54 第二次下水道中期ビジョン

少子高齢化や人口減少、近年の局所的な集中豪雨にともなう浸水対策、環境負荷を抑えた循環型社会への転換、厳しさを増す経営環境などの下水道事業を取り巻く状況の大きな変化に対応し、効果的な事業運営を行うために策定する基本計画。平成20年度から平成30年度を計画期間とした「新潟市下水道中期ビジョン」 (平成26年度改訂)が平成30年度末に期限を迎えるにあたり、新たに策定するもの。

※55 農業集落排水施設

農村地域における農業用水路が生活排水の受入先となっている集落で、各家庭のし尿、生活排水などの汚水 を処理し、農業用水路の水質汚濁を防止する施設。

※56 ケアプランチェック

介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が介護保険専門員とともに検証確認すること。